

# 特定金属くず買受業における 氏名等の表示について

(令和8年6月1日施行)

- 営業者は、営業所ごとに、  
その氏名又は名称、届出をした公安委員会の名称及び届出番号等(以下「氏名等」という。)を表示しなければいけません。

- 氏名等は、営業所ごとに、  
公衆の見やすい場所に表示  
ウェブサイトに掲載(※)

が義務付けられています。

(※)以下のいずれかに該当する事業者については、ウェブサイトへの掲載義務はありません。

- ① 常時使用する従業者の数が5人以下の場合
- ② ウェブサイトを有していない場合

別記様式第1号

氏名等の表示の様式は  
右のとおりです。

特定金属くず買受業	
開始届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届 出 番 号 等	第 号
氏 名 又 は 名 称	
営業所の名称	

備考

- 1 この様式は、特定金属くず買受業を営む者が営業所に表示する氏名等の様式とする。
- 2 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 留意事項

- 表示に用いる文字は、明瞭に判読できる大きさ及び書体としてください。
- 届出事項の変更が生じた場合は、公安委員会への変更の届出が必要ですが、併せて氏名等の記載事項が変わる場合は、更新をしてください。